

**「社会福祉法人みのり福祉会改善命令に係る報告書」
(福祉生活病院常任委員会) への対応状況について**

平成25年2月22日
福祉保健課

「社会福祉法人みのり福祉会改善命令に係る報告書」の提言で求められた事項について、現在までの対応状況を報告します。

【主なもの】

- ①提言を踏まえ、報告書に記載された法人の問題点について随時、現地確認を実施。
- ②現体制で実効性のある監査が可能かどうかの検証。
- ③福祉サービス第三者評価の受審と公認会計士等による外部監査の実施について条例による義務付けの検討。
- ④特別監査への移行等を定めた監査ガイドライン制定の検討。

1 法人への対応状況

(1) 現地指導及び確認状況

定期的に現地監査を行い、法人の改善状況の確認と継続指導を実施中。(実施回数4回、延べ6日間) 今後、平成25年3月21日、22日の2日間で平成23年度の決算状況を中心に改善状況を確認する予定。

- 第1回現地監査…平成24年4月26日、27日(2日)
- 第2回現地監査…平成24年7月17日(1日)
- 第3回現地監査…平成24年8月7日(1日)
- 第4回現地監査…平成24年11月8日、9日(2日)
- 第5回現地監査…平成25年3月21日、22日(予定)

○主な確認事項

- ・本部会計からブルーインターへの具体的な返済計画、返済状況
- ・経理区分及び会計区分間の貸借の清算状況
- ・クリニックの経営譲渡の進展状況
- ・前理事長との貸借料の見直し状況 等

(2) 訴訟等の動向

平成24年8月10日、法人は前理事長及び前事務局長に対し損害賠償請求訴訟を提起し、現在鳥取地方裁判所で審理が行われており、前理事長らは請求の棄却を求め、争う構えを見せている。

現在は、双方が口頭弁論で主張と反論を行い、争点を整理している段階。前理事長は、自らの利益を図る目的で任務に背き法人に損害を与えたことを否認している。

日時	事項	損害額	備考
H23. 9. 28	第2回改善命令	112,102千円	県の不適正支出指摘額
H24. 8. 10	損害賠償請求訴訟の提起	206,130千円	法人の損害賠償請求額
H24. 10. 31	第1回口頭弁論	—	(94,028千円の増)
H24. 12. 26	第2回口頭弁論	—	
H25. 3. 8	第3回口頭弁論(予定)	—	

(参考)

- ・前理事長は、「法人指摘の損害につき責任を認め、全額を土地の代物弁済で返済する」旨の誓約書を法人に提出していた。(平成23年11月27日)
- ・しかし、法人が前理事長らを告訴(平成24年1月)した後、「法人が告訴しないことが返済誓約の前提条件であった」として、「誓約書を撤回し、白紙の状態での損害賠償請求事件の示談交渉を行う」旨を法人に通知している。(平成24年4月3日)

2 監査体制の検証と強化策

平成24年4月に専任組織として法人施設指導室を設置して監査体制を強化してから1年が経過、改めて監査体制を再検証したところ、下記のような実態が見受けられることから、法人会計と併せ、施設会計の監査体制を強化する必要性が認められた。

- ・障害福祉サービス施設や介護サービス施設におけるサービス報酬の不正請求（2件）
- ・以前から法人の不適正支出は施設会計を通じて行われる事例が散見

そのため、法人指導監査員（銀行0B等非常勤職員）を増員し（現行2名→増員後5名）、福祉保健局等が行う施設監査の会計面のチェックを充実させることとした。（H25当初予算提案中）今後も必要に応じて、監査体制を見直していくこととする。

【監査体制強化の経緯】

区分	H21.4～	H22.1～	H22.4～	H23.7～	H24.4～	H25.4～
課長級				室長 1	室長 1	室長 1
課長補佐級			課長補佐 1	室長補佐 1	課長補佐 1	課長補佐 1
係長級	係長 1	係長・副主幹 2	係長・副主幹 2	副主幹 2	係長 2	係長 2
主事級	主事 2	主事 2	主事 1	主事 1	主事 1	主事 1
非常勤専門職員	法人指導監査員 1	法人指導監査員 1	法人指導監査員 1	法人指導監査員 1	法人指導監査員 2	法人指導監査員 5
	計 4	計 5	計 5	計 6	計 7	計 10

3 県条例による第三者評価受審等の義務付け

地域独自の条例による上乘せ規制が許容されるかどうか、条例化の是非を国に確認しながら以下のとおり対応した。

福祉サービス第三者評価の受審	<p>社会福祉施設の監督は自治事務であり、「地域の実情に応じて定めることが許容されている」との国の見解を踏まえ、11月議会での地域主権一括法に伴う条例制定に併せ、社会福祉施設等に関する共通の県独自基準を条例に盛り込んだ。</p> <p>○社会福祉施設等に関する共通の県独自基準（施行日：平成25年4月1日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者に対するサービスについて定期的に自己点検を行い、その結果を利用者に周知することを義務付ける。また、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。 ・県等が行う検査等に協力することを義務付ける。
公認会計士等による外部監査の実施	<p>社会福祉法人の監督は、「全国的に一律に同一内容の規制を行うことが求められ、法定受託事務として執行するべき事務であり、条例による国の規制とは別の規制は予定されていない」との国の見解を踏まえ、条例化は見送ったが、引き続き外部監査の有効性を法人に説明し、外部監査の活用を促すこととした。</p>

4 監査ガイドラインの策定

他県の策定状況やその内容を参考にしながら、特別監査へ移行する際の基準や改善措置命令の発動基準等を定めた監査ガイドラインを策定し、平成25年度から適用する。

○監査ガイドラインの概要

- ・現在までの監査指摘事項を整理・検証して、特別監査へ移行する際の基準を整理した。
- ・改善措置命令を発出する際の基準の整理と具体的な不適正事案を明記した。
- ・改善措置命令を発出する際の考慮すべき項目及び評価項目等を整理した。

特別監査へ移行する際の基準(案) … 別紙1

改善措置命令の発動基準(案) … 別紙2

5 その他

ガイドラインの策定と併せて、法人指導監査の実効性を上げるため、「法人台帳」、「法人指導カルテ」、「不適正事例集（部外秘）」を整備した。

特別監査へ移行する際の基準 (案)

【特別監査へ移行する基準】

- A 「さほど重要な指摘事項でなく、改善は容易である」
 B 「さほど重要な指摘事項でないが、改善に時間を要している」
 ⇒ 一般監査による指導を継続（特別監査へ移行しない）
- C 「不適正な事実であるが、改善も容易、著しく不適正な指摘ではない」
 D 「著しく不適正な指摘事項であるが、既に改善されているか又は改善が可能である」
 ⇒ 複数年にわたり同一の指摘が続いた場合、特別監査へ移行することを検討
- E 「著しく不適正な指摘事項であり、改善が困難で時間がかかる」
 F 「著しく不適正な指摘事項であるが事実解明ができず、引き続き、実態解明を要する」
 ⇒ 速やかに特別監査へ移行

【過去の文書指摘事項の整理・分析】

区分	主な文書指摘事項、事案(例)	特別監査へ移行する際の基準との関係
A	さほど重要な指摘事項でなく、改善は容易 <ul style="list-style-type: none"> 理事会・評議員会で欠席が続く理事がいる 決算書において予算・決算に乖離がみられる 定款における事業等の軽微な記載不備 法人の登記の遅延 契約書作成の不備 等 	これらの指摘区分のみで特別監査・改善措置命令につながるおそれは、ほとんどない 複数年にわたり、同じ指摘が続いたとしても、一般監査で継続指導
B	さほど重要な指摘事項でないが、改善に時間を要する <ul style="list-style-type: none"> 理事会・評議員の補充(選任)の遅延 各種規程の未整備、見直しが不十分 苦情解決の仕組みが不十分 福祉サービス等の情報の提供が不十分 会計伝票等の作成や整理が不十分 等 	複数年にわたり、同じ指摘が続いた場合、特別監査による指導が必要
C	不適正な指摘事項であるが、改善も容易、著しく不適正な指摘でない <ul style="list-style-type: none"> 職員旅費、職員の慶弔等、規程に基づかない少額支出がある 理事会要審議事項の一部未審議 理事会開催手続きに一部不備がある 施設間の借入が年度内清算されていない 等 頻繁に会計ルールに基づかない現金支出がある 等 	これらの指摘区分が1つでもあれば、特別監査を実施する 特別監査の解明状況によっては、改善措置命令につながるおそれがある
D	著しく不適正な指摘事項であるが、既に改善済又は改善が可能 <ul style="list-style-type: none"> 理事会の承認なく借入れをしている 一時的に法人の資金が外部に資金流出 現金を収入計上することなく直接支出 利用者預かり金の管理が不適切 県承認を得ないまま、財産を担保提供 	⇒速やかに特別監査へ移行
E	著しく不適正な指摘事項であり、改善が困難で時間がかかる <ul style="list-style-type: none"> 法人取得の財産を個人が私的に利用 国庫補助金等の意図的な不正受給 理事会の議事録等の偽造あるいは偽装 長期にわたり理事会・評議員会が未開催の状態が続いている 理事(長)及びその親族、関連会社と不適切な契約、あるいは架空の契約があり、法人の資金がそこに流入 等 	
F	著しく不適正な指摘事項であるが事実解明ができず、引き続き、実態解明を要する <ul style="list-style-type: none"> 多額の法人資金が外部に流出しており、回収が困難である 法人とは関係のない用途が確認出来ない多額の支出がある 理事(長)や法人の職員が多額の法人の資金を横領した疑いがある 不適正支出額が多額で法的に対応せざるを得ない状況である 等 	

改善措置命令の発動基準 (案)

【社会福祉法人に係わるもの】

- ① 法人の財産を恒常的に不正に使用している事実が確認されたとき。
⇒法人の資金で購入した物品・備品等を理事（長）とその親族又は関係団体が私的に使用している。
- ② 法人外への高額な資金流出の事実が確認されたとき。
⇒・客観的な証憑書類による資金の使途が確認出来ない。
・法人業務との関連性が確認できない資金使途が半明。
- ③ 法人外へ流出した資金の回収が困難であるとき。
⇒・流出した額が高額であることから、資金回収が困難なことが予想される。
- ④ 措置費、介護保険給付費、自立支援給付費若しくは補助金等を意図的に不正受給又は使用した事実が確認されたとき。
⇒・施設整備等の補助金で補助対象経費ではないことが分かっているながら、補助金を不正に申請して受領。
・介護保険、自立支援給付費等を意図的に不正請求し、受給。
- ⑤ 虚偽の文書を作成し、又は、その文書を用いて監査等で虚偽の報告あるいは提出を行ったとき。
⇒・勤務実態のない理事（長）の親族等の架空の給料等の支払いを隠蔽するため、業務日誌の改ざん、タイムカードを偽造。
・実際には開催していない理事会・評議員会の議事録の偽造、偽装。
・監査における文書指摘に対して理事(長)主導のもと、虚偽の報告をしたり、改ざんされた書類を提出。
- ⑥ 恒常的な債務超過がある、また、経営陣(理事)に放漫な経営態度が見られるなど、法人の運営する事業の継続に著しい弊害が生じており、改善の見込みが期待できないとき。
⇒・理事会・評議員会の議決を経ない多額の借入れの結果、その債務が原因で法人運営に悪影響が出ている。
・法人の資産を私物化あるいは、経営そのものを私物化しているが、そのことを牽制するための理事会・評議員会も形骸化、理事(長)の専制が横行している。
- ⑦ 経営陣(理事)とその親族あるいは関連企業と密接な取引があり、その親族や関連会社に不当な利益供与がある。
⇒・損害が発生しているが、理事(長)に責任があり、理事(長)に損害賠償請求をしなければならない事態。
・その親族あるいは関連企業と密接な取引があり、理事(長)主導によるその親族や関連会社への不当な利益供与。
- ⑧ 重大な文書指摘事項（主にE区分、F区分）について、是正すべきとして指示したにも関わらず、改善を行わないとき又は同様の行為を繰り返すなど改善の見込みがないことが明らかになったとき。
- ⑨ 上記のほか、法人運営に重大な悪影響を及ぼすおそれのある法令に違反する行為等があったとき。
⇒・労働法、消防法等の関係法令に抵触しており、社会福祉法に基づく処分も必要と認められるとき。
・従業員への賃金の不払いが恒常的で多額、労働局等の指導を受けている。
・消防法に違反した状態を放置した結果、火災等により入所者（利用者）に多大な損害が及んだとき。

【社会福祉施設に係わるもの】

法人の運営する社会福祉施設において、次に掲げる事項に該当する事実が確認され、その要因が経営陣(理事)の放漫な経営態度にあるなど、社会福祉法人自体の運営に問題が認められるとき。

- ① 利用者の処遇に著しく不当な行為があったとき。
- ② 利用者の処遇等に影響を及ぼすような悪質な行為があったとき。
- ③ 施設・設備の欠陥又は過失により重大な事故を招いたとき。
- ④ 職員の処遇に不当な行為があり、その不当な行為に起因して利用者の処遇等に悪影響を及ぼしているとき。

みのり福祉会に係る常任委員会調査報告書の提言に対する対応状況について

平成25年2月22日
福祉保健課

項目	内容	頁	対応状況
総括的 事項	1 みのり福祉会が提出した改善報告に対する県の見解として、調査や改善が不十分であった指摘事項は、改善状況を継続的に確認した上で、委員会に報告すること。	3	<p>現地監査をはじめ、機会をとらえ継続して指導を行い、法人の改善状況を確認している。今後も、引き続き、適正な法人運営の確保やコンプライアンス確立の取組状況を指導していく。</p> <p>○現地指導監査実施日 ①平成24年4月26日、27日 ②平成24年7月17日 ③平成24年8月7日 ④平成24年11月8日、9日 ⑤平成25年3月21日、22日(予定)</p>
	2 改善報告で改善されたと確認した事項についても、法人の文化としてコンプライアンスが定着するまで、定期的に調査・確認を継続し、元の状態にもどることがないよう指導すること。	3	
	3 委員会見解として、委員会がこの報告書に記載した法人の問題点については、速やかに調査し、委員会に報告すること。	3	
	4 今後も、コンプライアンス確立のために理事ら役員、評議員、職員の意識改善の取組を継続して行うよう法人に強く求める。	15 33	
過去の再 監査	5 平成20～21年度分について監査して改善命令が出されたが、平成16～19年度分、平成22～23年度分の監査についても再度精査し、年度ごとに問題がないかどうか報告すること。	3 4	現地監査において可能な限り、過去の会計書類を再度確認したが、改善命令で指摘した不適正事案とは別の新たな不適正支出は確認されていない。
理事 会・評 議員会	6 当分の間、理事・評議員の選任が適切になされ、理事会・評議員会が機能しているか、監査に合わせて議事録で確認し、定期的に委員会に報告すること。	3 27 34	<p>現地監査をはじめ機会をとらえ理事会・評議員会が適正に開催され、理事会・評議員が適切に機能しているか、議事録等により確認した。(平成24年度は6回開催予定。実績：理事会5回、評議員会5回、未開催分は平成25年3月開催予定)</p> <p>今後も、引き続き、理事会・評議員会が適正に運営されているか継続して指導していく。</p>
指導監 査体制	7 平成24年度の組織改編案を議会としては了承したが、この体制で指導監査した後、この体制で十分であるかどうか1年間検証し、平成25年2月議会までに本委員会に報告すること。	3 35	<p>平成24年4月より法人施設指導室を設置して監査体制を再強化して1年が経過、監査体制を再検証したが、下記のような不適正事実が明らかになったので、法人会計と併せ、施設会計の監査体制の強化を図ることとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相次ぐ障害福祉サービス施設や介護サービス施設におけるサービス報酬の不正請求(2件) ・法人の不適正支出は施設会計を通じて行われる事例が散見 <p>そのため、法人指導監査員(銀行OB等)を増員(現行2名→5名)、福祉保健局等が行う施設監査の会計面のチェックを充実させることとした。(H25当初予算提案中)</p> <p>今後も必要に応じて、監査体制を見直していくこととする。</p>
	8 公認会計士と弁護士を法人指導監査専門員として8人任用しているが、この体制で十分であるかどうか1年間検証し、平成25年2月議会で本委員会に報告すること。	35	
	9 県は今回の問題を矮小化せず、大きな問題が生じたときの支援体制の確立を含め、全庁的に監査・指導体制が十分であるか検討すること。	35	
条例化	10 福祉法人のサービスについて第三者評価制度を導入し、利用者に公開することを義務付ける条例の制定を検討すること。	3 35	<p>① 福祉サービス第三者評価の受審 社会福祉施設の監督は自治事務であり「地域の実情に応じて、定めることが許容されている」との国の見解を踏まえ、11月議会での地域主権一括法に伴う条例制定に併せ、社会福祉施設等に関する共通の県独自基準を条例に盛り込んだ。</p> <p>○社会福祉施設等に関する共通の県独自基準の概要(施行日：平成25年4月1日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者に対するサービスについて定期的に自己点検を行い、その結果を利用者に周知することを義務づける。また、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努める。 ・県等が行う検査等に協力することを義務づけ。 <p>② 公認会計士等による外部監査の実施 社会福祉法人の監督は、「全国的に一律に同一内容の規制を行うことが求められ、法定受託事務として執行すべき事務であり、条例による国の規制とは別の規制は予定されていない」との国の見解を踏まえ、条例化は見送ったが、引き続き外部監査の有効性を法人に説明し、外部監査の活用を促すこととした。</p>
	11 一定以上の規模や一定額以上の公金の投入がなされた法人は、自己監査能力を向上させるために、公認会計士、税理士、あるいは経理に非常に詳しい人を最低1人監事に入れるほか、数年に一度、公認会計士や税理士、監査法人の監査を受けることを義務化するための条例の制定の検討を始めること。	3 35	

監査ガイドラインの制定	12	文書指摘に従わない場合、又は指摘事項の改善がなされない場合が複数回行われたときは、当該法人名と指摘事項を本委員会に報告した上で公表し、特別監査に移行するなど定めた監査ガイドラインの制定を検討すること。	4 35	他県の策定状況を勘案しながら、特別監査へ移行する基準や改善命令の発動基準等を定めた監査ガイドラインを策定し、平成25年度から適用する。 なお、不適正事案の公表時期については、特別監査が終了するまでは内容解明中で未確定な事柄が多く外部への公表は困難であり、弁明の機会付与後の事実関係確定後の行政処分(改善命令)と同時期にならざる得ないと考えられる。
簿外経理	13	法人への監査は24年度以降も継続実施し、会計規程等が守られているかどうか引き続き確認が必要である。	8 33	簿外経理等の不適正な会計処理が行われていないよう意識改革を図るとともに、会計処理の適正化と透明化を図るため、平成23年5月、会計のオンラインシステムが導入され、簿外処理はできないようになった。 今後も引き続き、現地監査等の機会をとらえて経理規程の遵守状況、会計処理の状況について確認していく。
ブルーインターの借入償還金の清算	14	本部会計からブルーインターへの具体的な返済計画を確認するとともに、平成22年12月以降、毎月繰入返済されているか、法人の帳簿だけでなく、通帳など金融機関発行の書面により確認することが必要である。	10 33	平成23年度については、みのりクリニックの未払金等の処理を優先したため90万円しか返済されていないが、平成24年度から毎月80万円が定期的にブルーインターの会計に返済されていることを銀行の預金通帳により確認した。 平成25年2月1日現在の返済残は22,780,361円であるが、平成25年2月以降、毎月の返済額を100万円に増額して返済する予定であり、最終的には、平成26年12月に完済される予定である。
本部会計と施設会計の貸借の清算	16	平成16年以前についても、経理区分及び会計単位間で貸借がないかどうか確認が必要である。	11 33	平成2年度まで遡り、決算書で施設間の貸借を確認したところ、平成3年度から貸借が行われていたが、多額の施設間貸借が始まったのは、特養スターロイヤルが建設(平成11年度)され、運営が開始(平成12年度)された頃からであり、その後現在に至っていることが判明した。
	17	平成22年度以降は年度内清算を遵守しているが、経理区分間支出、同収入で大きな金額が計上されているので、経理区分及び会計区分間の貸借の清算が終了したのか県に確認を求める。	11 33	平成24年度は現在までに18,806,826円を返済し、平成25年1月31日現在の未清算額は373,659,288円となっている。みのりクリニックの負債もあり、清算には時間を要すると見込まれるが、貸借が適正に清算されるよう継続して指導する。
人事給与管理システム	18	人事給与管理システム導入の確認を県に求める。会計、給与のオンラインシステムが順調に稼働しているか確認し、併せて現金の管理も適正になされているか確認すること。	12 33	平成25年4月1日稼働に向けて人事給与管理システムの導入準備が進められている。(平成24年12月25日委託契約締結) 会計オンラインシステムは平成23年5月から導入されており、順調に稼働している。 また、現金管理については、小口現金(20万円)の範囲内で適正に支出されている。
みのりクリニック	19	経営譲渡を柱に、早急に抜本的な打開策を立案して実行し、法人の財務負担の軽減を講じるよう県を通して法人に求める。	13 33	みのりクリニックの医療機器リース料(月額936,442円、年額11,237,304円)については、リース契約を解除すると多額の違約金が発生することから、契約期間満了(平成26年2月)までは、他の経理区分から補填して支払いを継続せざるを得ない状況である。 なお、みのりクリニックは、平成24年5月1日付で廃止され、現在、診療所(施設)の売却先を探している。
三朝デイサービス	20	前理事が法人と賃借契約を結んだ経緯について、報告書上の前理事の発言と、参考人招致での斎江氏の発言には大きな隔たりがあるので再度調査することが必要である。	18 33	前理事は平成24年10月に逝去され、斎江氏も既に退職しているところであり、損害賠償請求訴訟を通じて事実関係が明らかになるのを待ちたい。
	21	不適正な賃借料全額が確実に返還されたことを金融機関等の書面で確認することが必要である。	18 33	平成24年8月10日、前理事長及び前事務局長に対して損害賠償請求訴訟及び所有権移転登記請求訴訟が提起され、現在、鳥取地方裁判所で審理が行われている。
	22	三朝デイサービスの隣接地(三朝町山田662-5)について、法人へ所有権の移転登記がなされたか確認する必要がある。	18 33	

北栄デ イサー ビス	23	土地代金は村田実氏の法人に対する貸金債権で相殺したことになっているが、貸金債権が本当に存在していたかどうか再確認する必要がある。	19 33	前理事長の法人への貸金債権の存在が確認できなかったため、法人が立替払いした土地代金と土地賃借料の全額について、平成24年8月10日、前理事長及び前事務局長に対して損害賠償請求訴訟が提起され、現在、鳥取地方裁判所で審理が行われている。
	24	土地賃借料についても、適正な賃借料との差額の返還が確実になされているか確認することが必要である。	19 34	
湯梨浜 デ イサー ビス	25	土地賃借料全額と不動産登記料の返還がなされたか確認することが必要である。	20 34	土地賃借料40万円の返還については、平23年5月30日に法人の銀行通帳に入金されていることを確認した。 登記費用4万8,250円については、平成24年8月10日、前理事長及び前事務局長に対して損害賠償請求訴訟が提起され、現在、鳥取地方裁判所で審理が行われている。
スター ロイヤ ル	26	土地代金は法人ではなく前理事の家族が支払うべきであり、相続人である村田実氏に土地代金を請求するよう法人に求め、土地代金の支払いがなされたことを確認する必要がある。	22 34	法人が前理事長の実母に代わり土地代金を支払ったのは、三者契約による中間省略的な方法をとったものであり、実母は土地代金相当額を負担していることになるので、実母に土地代金を請求することはできない。 なお、三者契約を等価交換とするために実母が負担することとされた197万円が法人に支払われていないので、平成24年8月10日、前理事長及び前事務局長に対して損害賠償請求訴訟が提起され、現在、鳥取地方裁判所で審理が行われている。
	27	土地賃借料の返還がきちんとなされたか確認する必要がある。	22	平成24年8月10日、前理事長及び前事務局長に対して損害賠償請求訴訟が提起され、現在、鳥取地方裁判所で審理が行われている。
	28	等価交換とするために法人が支払った土地代金が代物弁済等により清算されたか確認する必要がある。	22 34	前述のとおり、土地代金197万円については、平成24年8月10日、前理事長及び前事務局長に対して損害賠償請求訴訟が提起され、現在、鳥取地方裁判所で審理が行われている。
イン ター グ ループ ホーム	29	法人に適正な賃借料を積算させ、これまで支払った賃借料との差額を村田実氏に請求するよう指導し、差額が返還されたことを確認する必要がある。	23 34	支払った賃借料全額について、平成24年8月10日、前理事長及び前事務局長に対して損害賠償請求訴訟が提起され、現在、鳥取地方裁判所で審理が行われている。
	30	三者交換は評価額等に大きな差があるが、なぜ法人は等価と判断したか、その理由を明らかにすること。	33	三者契約で法人が取得した土地の地目は公衆用道路であり、実母が取得した宅地と比べて明らかに低廉であることから、宅地価格との差額を損害として、平成24年8月10日、前理事長及び前事務局長に対して損害賠償請求訴訟が提起され、現在、鳥取地方裁判所で審理が行われている。
	31	法人の支出した土地代金全額が、村田実氏から法人に返還請求されたことと、西荒木449の土地の所有権が法人に移転登記されたことを確認する必要がある。	24 34	法人の支出した土地代金全額について、平成24年8月10日、前理事長及び前事務局長に対して損害賠償請求訴訟が提起され、現在、鳥取地方裁判所で審理が行われている。 また、西荒木449は前理事長の所有地であり、土地所有権を法人に移転するよう請求する法的根拠はないが、損害賠償請求訴訟と併せて、土地取得の交渉を行うこととされている。
前理事 長及び その親 族等と の土地 賃借	32	物件及び契約の詳細を記載した賃借契約の明細を示した資料の提供を求める。	24 34	別紙のとおり。
	33	賃借料の返還請求をするのは、改定後と比べ賃借料が2倍以上であった土地に限定されているが、改定後の賃借料が正当なものであるなら、返還請求は改定後の賃借料との間で生じている差額分の全額返還を求めるべきである。	24 34	不当な賃貸借契約すべてについて、賃借料の全額を損害として、平成24年8月10日、前理事長及び前事務局長に対して損害賠償請求訴訟が提起され、現在、鳥取地方裁判所で審理が行われている。

前理事長及びその親族等との土地賃借	34	法人が前理事長とその親族に支払っている賃借料の見直しがなされたが、無償から有償に切り替えられたり、必要性が疑わしい土地があるので、再度、見直しが適正になされたかどうか調査すること。	33	平成23年度に賃借料の見直しを行った際に無償から有償に切り替えられた土地はなかった。 ただし、改善措置命令以前に、理事会の議決を経ずに無償から有償に切り替えられた借地があったので、これらの借地料全額の返還について、平成24年8月10日、前理事長及び前事務局長に対して損害賠償請求訴訟が提起され、現在、鳥取地方裁判所で審理が行われている。 なお、平成24年5月2日に前理事長から法人に未払賃料の支払いを求める調停申立があり、現在も調停継続中であるが、その中で借地料の水準についても交渉が続いている。
役員報酬	35	不適正な役員報酬が村田実氏から適正に返還されたか確認する必要がある。	25 34	平成24年8月10日、前理事長及び前事務局長に対して損害賠償請求訴訟が提起され、現在、鳥取地方裁判所で審理が行われている。
香典代	36	簿外経理から支出した香典について返還がなされたか確認する必要がある。	34	
梅公園	37	財務状況が厳しい中、障がい者就労支援施設を新築移転することで経営に支障を及ぼさないよう慎重な検討を県を通して法人に求める。	27 34	現在のところ、梅公園の土地に障がい者就労支援施設を設置する考えはない。
	38	新たに指摘した事項であることもあって、全容の解明が不十分なので、さらなる調査をし、全容を解明すること。	33 34	前理事長の親族から法人に売却したとされる梅公園の土地売買契約代金(9,800千円)のうち、未払金(4,750千円)の支払いを求める調停申立が倉吉簡易裁判所に行われたが、法人は高額を理由に支払いを拒否し、調停は不調に終わっている。 (平成24年5月29日)。 その後は客観的な資料が見当たらず、事実解明は進展していない。
擁壁工事	39	法人の調査も途中であり、法人の報告を待つて改めて調査したい。新たに指摘した事項であることもあって、全容の解明が不十分なので、さらなる調査をし、全容を解明すること。	28 33 34	相手方が実施したと主張する擁壁工事については、一部を法人が実施していたことが確認できたが、その後、相手方が提出した工事見積書等の内容が二転三転し、用途の確認ができていないが、引き続き、解明に努めるよう法人に促す。
オアシス倉吉	40	介護保険の指定については、長寿社会課が慎重に審査していくとしており、村田実氏が法人から刑事告訴されていることに鑑み、当面はその審査を見守り、結論が出た段階で再度報告を聞き、対応を議論したい。	29	明友会の介護保険指定申請については慎重に審査を行った結果、平成25年1月29日付けで指定拒否の処分が行われた。
石像物の建設費	41	みのり福祉会の敷地内には、灯笼や十三重の塔などの石造物が「議長就任記念」として建立されているが、この建設費が法人から支出されていないことを確認すること。	34	法人が取得費用を支出した石像物のうち、「第76代県議会議長」と銘記されたものが4基確認されたので、法人が記銘部分を抹消した。 また、茶道会館入口付近には、法人と直接関係のない茶道会館入り口案内、石塔、石碑、歌碑があるが、調査した結果、誰が建立したのかは確認出来ていないが、法人が費用を負担したものはなかった。
「実栄軒」等の必要性	42	職員研修施設「実栄軒」は非常に豪華であり、他の施設も含めて福祉法人として適正な施設建設であったかどうか確認すること。	34	職員研修施設「実栄軒」は主に、茶道を通じて研修を行う施設として平成10年に建設されたものであり、豪華な造りの必要性に疑問はあるが、現在は、施設名を「和み庵」に変更して、お茶会や文化祭、研修会などの利用者・職員交流研修施設としても活用されている。また、茶道会館については、有効な活用方法について検討が行われている。
国道313号線の用地買収	43	国道313号地域高規格道路事業で用地買収された土地の中には、村田実氏及び法人が所有していた土地が含まれているのではないかと疑義が生じている。国土交通省の協力も求めて調査し、法人に不利益が生じる事案がないか確認すること。	34	県土整備部が調査したところ、国道313号地域高規格道路事業で用地買収を行った土地の中に前理事長所有の土地はあったが、法人の所有地はなかった。

